

## 奈良県告示第八十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により次  
のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年六月十日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 徴収を委託した歳入

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）別表第四の十に規  
定する馬見丘陵公園館研修室に係る使用料及び同表の十一に規定する馬見丘陵公園花  
見茶屋に係る使用料

### 二 受託者の名称及び所在地

名称 公益社団法人広陵町シルバー人材センター  
所在地 北葛城郡広陵町大字南郷六四七番地

### 三 委託事務の取扱期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで